

令和7年度 追加募集用

宇佐市浄化槽設置整備事業補助金 追加募集

補助金交付申請の手引き（取扱要領）

交付申請書提出期限：令和8年1月30日（金）

	申請者	設置業者	市（上下水道課）
申請	補助金交付申請書 ※必要書類を全て添付してください。記入漏れ、捺印漏れ等にご注意ください。 ※書類に不備があった場合は受付できません。 ※郵送での提出はできません。	提出 ※申請は設置業者に委任することができます。	受付 現地確認（着工前検査） 審査 ※受付から交付決定までに1週間ほど要します。
交付決定	補助金交付決定通知 ※申請者本人に郵送します。	送付	交付決定
工事着手	事業着手届 ※必ず補助金交付決定日以降に着手してください。	提出 設置工事着手	收受
工事完了	浄化槽使用開始 ※使用開始報告 事業完了届	※工程写真を漏れのないよう撮影してください。 設置工事完了	收受
検査	立会 ※必要に応じて現地確認の際に立会いを求めます。 ※検査の結果が不適正であった場合は速やかに改善してください。 ※市の検査とは別に、（公財）大分県環境管理協会の法第7条検査（設置後の水質検査）を受検していただきます。		現地確認（完成検査） 審査
確定	補助金交付額確定通知	送付	交付額の確定
請求	請求書	提出	收受
交付	受領	交付	補助金交付

※補助金申請時の申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届出書に必要書類を添えて提出してください。

補助金額と基数

○補助上限金額

人 槽	本体設置費補助	上乗せ補助		既存便槽撤去費補助		宅内配管 工事費補助
		公共下水道 計画区域	浄化槽設置 整備区域	単独浄化槽	くみ取り便槽	
5人槽	332,000 円	本体設置費に 10 万円 上乗せ	本体設置費に 20 万円 上乗せ	120,000円	90,000円	300,000円
7人槽	414,000 円					
10人槽	548,000 円					

※補助金額は**上限額**です。浄化槽設置に係る経費(浄化槽本体及び工事費のみ対象)が補助金額を下回る場合は、実際にかかる経費分が補助額となります。

※上乗せ補助は、本体設置費補助額に対して上乗せして補助を行うものです。対象区域についての確認は、お問い合わせください。

※補助対象は浄化槽本体費及び本体設置工事費、既存便槽の撤去、流入・放流管が対象です。(浴槽・便器などの宅内設備等の浄化槽設置に関係のない工事費は対象外です)

※浄化槽の人槽算定については、住宅の延べ床面積によって算定されますが、実際の居住人数や水道使用量等の使用状況を勘案して増減することもできます。詳しくは浄化槽設備士へご相談下さい。

(ただし、補助金額については、人槽増の場合は住居の延床面積で算定、人槽減の場合は実際に設置した人槽で算定しますのでご注意ください。また、使用状況の大幅な変化により浄化槽の浄化能力が低下し放流する水質が悪化することがある場合は設置替えを指導する場合があります)

補助金の対象

○対象区域 公共下水道認可区域及び農業集落排水区域を除く宇佐市全域

※柳ヶ浦の一部地域は対象とならない可能性があります。事前にご確認ください。

○対象浄化槽 以下のすべてを満たす浄化槽

①今年度、対象区域内の**個人専用住宅又は店舗等併用住宅**(小規模店舗等を併設した住宅で、居住部分が延べ床面積の2分の1以上)に単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換設置するもの。

②国が定める性能要件を満たす環境配慮型浄化槽

③市税の滞納がない者が設置するもの。

※併用住宅については、居住部分の延べ床面積に応じて補助金額を算定します。

※補助金交付決定前に設置工事に着手、完成している浄化槽は対象外です。

※国又は地方公共団体による公共事業の補償を受けて設置する浄化槽は対象外です。

※住宅を販売又は賃貸目的での設置や事業用の住宅は対象外です。

※住宅を借りている方は、賃貸人の承諾書の添付が必要です。

※申請者が居住しない住宅は対象外です。

事業完了届の提出期限

○補助金交付決定日(補助金交付決定通知書に記載)から令和8年3月16日(月)まで。

※本補助事業の完成は、浄化槽の使用開始が原則です。浄化槽使用開始報告書の提出が確認できない場合は完成と認められません。建築工事の都合上、使用開始できない場合は市までご相談ください。

補助金申請などに必要な書類

1. 補助金申請時に必要な書類（※必要書類の全てを添付して提出してください。）

いずれの提出書類も、自筆もしくは記入押印をお願いします。

●および▲になっている書類はこの要領に添付しています。（いずれの提出書類もお返しできません。）

提出書類		建築確認の有無		注意事項
		有	無	
①	浄化槽補助金交付申請書（様式第1号）	●		署名または記名捺印（以下同じ）
②	浄化槽設置等に関する誓約書 委任状	●		業者に申請を委任する場合記入
③	浄化槽設置届出書（写） 尿尿浄化槽設置概要書（写）	○1 ○2	○ —	関係機関の審査済（受付印押印済）であること ※○1…都市計画区域外の場合 ○2…都市計画区域内の場合
④	確認済証（建築基準法第6条の2第1項の規定による）（写） 建築工事届済証明書（証明願）（建築主名にて発行）	○		都市計画区域内の場合（確認申請第一～五面は添付不要） 都市計画区域外の場合
⑤	浄化槽設置予定場所及び既存便槽の写真	○		設置予定場所と既存便槽などがわかること
⑥	浄化槽法第7条・11条検査依頼書（写）	○		検査料納入済であること
⑦	浄化槽配置配管図	○		<u>配管の長さ等をすべて記入すること</u>
⑧	設置場所の位置図	○		地図
⑨	見積書（写し）	○		工事費の内訳を明記すること（一式表記はしない）
⑩	浄化槽設置工事費内訳書（申請時添付用）	●		見積書の経費内訳
⑪	浄化槽設備士免状（写し）	○		浄化槽設置工事を行う者（昭和62年以前に資格を取得した場合は、特別講習の修了証書の写しも必要です。）
⑫	登録浄化槽管理票（C票）	○		
⑬	浄化槽登録証（写し）	○		
⑭	型式適合認定書（写し）	○		
⑮	型式適合認定書別添仕様書及び図面（写し）	○		
⑯	市税の滞納のない証明（原本）※注	○		発行後3ヶ月以内、コピー不可。
⑰	既存便槽を撤去できない理由書	▲		撤去できない場合に提出（撤去が原則です）
⑱	合併処理浄化槽設置承諾書	▲		浄化槽を設置する住宅を借りている場合

※注：課税証明や納税証明は不可。滞納のない証明書の発行がない自治体の場合に限り、過去3ヶ年度分の納税証明で代えることを可とします。事前にご相談ください。

申請書の受付について

- 受付方法
 - 補助金申請に必要な書類が全て添付されてから受付・審査します。
 - 補助金申請書類に不備があった場合は、受付できません。
- 受付場所

宇佐市役所 上下水道課 TEL0978-27-8189 ※郵送は不可
- 注意事項

窓口が混雑する場合は、上下水道課前の通路にお待ちいただく場合があります。

2. 工事着工時に提出する書類

①	事業着手届（様式第5号）	●	住所は着手時の現住所を記入
---	--------------	---	---------------

※浄化槽工事の着手前に提出してください。

※必ず補助金交付決定日（補助金交付決定通知書に記載）後に着手してください。

（補助金交付決定日前の着手は、補助金の対象外になりますのでご注意ください。）

※工事着工前後で、申請内容の変更や取下げ等事実があった場合、下記書類を速やかに提出してください。

○申請内容を変更する場合に提出する書類

①	変更承認申請書（様式第4号）	●	
②	補助金申請時の添付書類のうち変更する書類	○	

※補助金申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに提出してください。

○申請を取り下げる場合に提出する書類

①	変更承認申請書（様式第4号）	●	変更内容欄の「2. 申請の取下げ」を選択
---	----------------	---	----------------------

※工事の中止等で申請を取り下げる場合は、速やかに提出してください。別途工事取止め届も必要です。

3. 工事完了後に提出する書類（工事が完了して30日以内又は3月16日のいずれか早い日までに提出）

①	事業完了届（様式第6号）	●	住所は提出時の現住所を記入
②	領収書（写）	○	領収書の写し
③	浄化槽設置工事費内訳書(完成時清算添付用)	●	工事費の清算内訳
④	浄化槽保守点検委託契約書（写）	○	
⑤	浄化槽清掃委託契約書（写）	○	契約書がない場合は下記の誓約書
		▲	清掃の実施に関する誓約書
⑥	浄化槽使用開始報告書（写）	○	使用開始報告と同時に完了届を提出する場合は不要
⑦	浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証	○	(公財)大分県環境管理協会受付済のもの
⑧	浄化槽配置配管図（完了後図面）	△	当初図面と配置状況等に変更がある場合 ※現場とますの数、位置、管の長さ等が一致すること
⑨	浄化槽設置工事写真帳	●	別添様式に写真を貼付
⑩	浄化槽設置工事チェックリスト	●	⑧写真帳に添付
⑪	工程表	●	⑧写真帳に添付
⑫	浄化槽廃止届の写し	△	単独処理浄化槽を廃止した場合
⑬	住民票の写し	△	申請時に設置場所に居住していない場合

※工事が完了し浄化槽を使用開始した日から30日以内又は3月16日のいずれか早い日までに提出してください。提出ができない場合は補助金が交付できませんのでご注意願います。

※工事写真は、漏れがないよう十分ご注意ください。（撤去した既存便槽や床下配管など）

※完成検査では、申請者又は設置業者の立会いを求めることがあります。

※完成検査の結果が不適正であった場合や法定検査で不適正であった場合には、速やかに改善してください。

4. 完成検査、補助金交付額確定通知後に提出する書類

①	浄化槽補助金交付請求書（様式第8号）	●	住所は請求時の現住所を記入
②	浄化槽補助金交付額確定通知書（写）	○	検査後、申請者に送付します

※完成検査終了後、補助金交付額確定通知書を申請者に送付します。

【お問い合わせ】

宇佐市 上下水道課 施設管理係 TEL：0978-27-8189